

親密圏をめぐるジレンマ
——純粋な関係性とケアの絆をいかに両立するか

○野辺陽子 (大妻女子大学)

本発表の目的は、親密圏に関する論点をさらに進めるための考察を行うことである。

近代家族の限界が指摘されて久しい。近代家族の指標となる核家族世帯は減少し、いまや全世帯に占める割合は約3割に過ぎない。近代家族を「つくれない」人びと、また、近代家族を「つくりたくない」人びとに対して、新しい「生の保障」の場を保障する必要性が主張されている。その代表的な議論のひとつが親密圏をめぐる議論である。親密圏とは、血縁や婚姻によらない「家族的」関係のこと指す(齋藤編 2003; 岡野編 2010)。このような関係をいかに社会的に承認し、法制度で正当化し、支援していくかが、現代の家族の限界を超えるための、ひとつの論点となっている。

血縁や婚姻によらない親密圏では、①個人の安全が確保され、他者から承認され、自己肯定感がはぐくまれるとともに、②そのような関係からの退出の自由が確保されている点が、従来の家族とは異なる点として、強調されている(齋藤編 2003; 岡野編 2010)。

しかし、「自立した成人のあいだでなら成り立つ」(上野 2009: 7) かもしれない親密圏に、子ども、高齢者、障害者などのケアを必要とする依存者が存在する場合、「関係からの退出の自由」が問題となる。依存者は、誰からかケアを受けなければ生きていくことができない存在であるため(上野 2009: 7)、ケアラーがケア関係から退出することは、依存者の生にかかわるからである。そのため、従来の法制度は、家族内の経済的・身体的依存者の生活を保障するために、個人の自由を制限してきたといえる(久保田 2009a)。このような観点から、「子どもや高齢者など、依存的な他者との多少なりとも持続的な関係である「ケアの絆」は(中略)法的保護の対象とする現実的な根拠がある」(上野 2009: 11) とケア関係の特権化もまた論点となってきている。

従来の議論では、親密圏のコンセプトから、例えば子どものケアを考える際には、「ケアの社会的分有」(中根 2006) ともいべき方向性が議論されてきたようだ。例えば、牟田(2009)は、シェアハウスのような場に住むシングルマザーを事例に、複数の大人が、専従ではなくケアを共に担える仕組みを提唱する(牟田 2009: 73)。ここでは、シングルマザーと子どもという「コアの」ケアの絆が特権化され、それ以外の複数の大人にはケアへの/からの退出が可能であり、上述したケアの絆の保護と、関係からの退出の自由の両立が企図されているといえる。

では、シングルマザーと子どもという「コアの」ケアの絆からの退出は不可能なのだろうか。「コア」のケアの絆においては、ケアする自由/ケアしない自由、ケアされる自由/ケアされない自由(上野 2009)は認められないのだろうか。本発表では、この問いを考察するため、土屋(2013)の「関係を取り結ぶ自由と不自由」の議論を参照しつつ、「ケアの社会的分有」のさらに先に考察を進めてみたい。

久保田裕之, 2011, 「家族社会学における家族機能論の再定位: <親密圏>・<ケア圏>・<生活圏>の構想」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』 37: 77-96.

牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社.

中根成寿, 2006, 『知的障害者家族の臨床社会学——社会と家族でケアを分有するために』明石書店.

岡野八代編, 2010, 『自由への問い7 家族——新しい「親密圏」を求めて』岩波書店.

齋藤純一編, 2003, 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版.

土屋葉, 2013, 「関係を取り結ぶ自由と不自由について」『支援』 3: 13.

上野千鶴子, 2009, 「家族の臨界——ケアの分配公正をめぐる」牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社.

(キーワード: 親密圏、ケアの絆)